

平成 13 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東証 二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 渡 辺 俊 一
総 務 部 長
T E L 025-232-0008

株主優待制度の新設に関するお知らせ

平成 13 年 10 月 19 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の新設に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待の方法 毎年 10 月 31 日現在の株主及び実質株主に対し、レンタル優待券または図書カードのいずれかを、以下の基準により発行します。
 - (1) 贈呈基準 所有株式数 100 株 (1 単元) 以上保有の株主に対し、レンタル優待券 (2,000 円相当) または図書カード (1,000 円相当) のいずれかから選択、一律に贈呈します。
 - (2) 有効期間 レンタル優待券は発送日から 10 月末まで
 - (3) 使用できる店舗 レンタル優待券は当社の経営するレンタル取扱いの全店舗 (平成 13 年 10 月 19 日現在 32 店舗) で使用が可能です。
2. 実施開始時期 平成 13 年 10 月 31 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主より実施する。

以上